

21-1 愛媛県防災会議条例

昭和37年10月16日
条例第49号

改正 平成24年10月23日条例第43号

愛媛県防災会議条例を次のように公布する。

愛媛県防災会議条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、愛媛県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の定数は、40人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔昭和47年条例36号・平成16年47号・平成24年43号〕

(幹事)

第3条 防災会議に幹事62人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

一部改正〔昭和47年条例36号・平成24年43号〕

(部会)

第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年10月13日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年12月24日条例第47号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年1月16日から施行する。（後略）

附 則（平成24年10月23日条例第43号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の愛媛県防災会議条例第2条第2項に掲げる委員のうち、この条例の施行の日から平成25年9月19日までの間に新たに任命された委員（同項ただし書の補欠の委員を除く。）の任期は、同項本文の規定にかかわらず、任命の日から平成25年9月19日までとする。

21-2 愛媛県防災会議運営内規

(目的)

第1条 この内規は、愛媛県防災会議条例（昭和37年愛媛県条例第49号）第5条の規定により、愛媛県防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の召集)

第2条 会議は、会長が召集し、議長となる。

(部会)

第3条 部会は、必要に応じ部会長が召集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 部会長は、調査審議のため必要があるときは、会長の承認を得て部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(幹事会)

第4条 会長は、会議の運営について必要があるときは、幹事会を開催することができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課において処理する。

(補則)

第6条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議にはかつて定める。

21-3 愛媛県防災会議の権限に属する事項のうち知事が処理できる委任事項について

〔平成26年 3月27日
愛媛県防災会議〕

愛媛県防災会議運営内規第6条の規定により、次の事項は、知事において処理することができる。

- 1 愛媛県地域防災計画の軽易な内容の一部修正に関すること。
- 2 市町地域防災計画の作成又は修正についての意見に関すること。

21-4 愛媛県防災会議委員名簿

R6.10.1現在

No	区 分		氏 名		職 名	充て職	機関の長等	任 期	
1	知 事	法第15条第2項	会長	中村 時広	愛媛県知事	○	○	在任中	災害対策基本法第15条第5項第1号から4号で指定する職員
2	指定地方行政機関	法第15条第5項第1号	委員	菊澤 信夫	中国四国管区警察局四国警察支局長	○	△	在任中	
3	"	"	"	中澤 忠輝	四国総合通信局長	○	○	在任中	
4	"	"	"	宮本 克久	四国財務局松山財務事務所長	○	△	在任中	
5	"	"	"	榎本 芳人	四国厚生支局長	○	△	在任中	
6	"	"	"	常盤 剛史	愛媛労働局長	○	○	在任中	
7	"	"	"	仙台 光仁	中国四国農政局長	○	○	在任中	
8	"	"	"	竹内 純一	四国森林管理局長	○	○	在任中	
9	"	"	"	小山 和久	四国経済産業局長	○	○	在任中	
10	"	"	"	立井 勇	中国四国産業保安監督部四国支部長	○	△	在任中	
11	"	"	"	豊口 佳之	四国地方整備局長	○	○	在任中	
12	"	"	"	井手 克樹	四国運輸局愛媛運輸支局長	○	△	在任中	
13	"	"	"	藤原 達	大阪航空局松山空港事務所長	○	△	在任中	
14	"	"	"	大坂 和博	国土地理院四国地方測量部長	○	○	在任中	
15	"	"	"	高見 佳浩	大阪管区気象台松山地方気象台長	○	△	在任中	
16	"	"	"	坂中 裕司	松山海上保安部長	○	△	在任中	
17	"	"	"	田貫 博幸	中国四国防衛局長	○	○	在任中	
18	"	"	"	大林 圭司	中国四国地方環境事務所四国事務所長	○	△	在任中	
19	陸上自衛隊	法第15条第5項第2号	"	谷川 維孝	陸上自衛隊中部方面特科隊第4大隊長	○	△	在任中	
20	教育委員会	法第15条第5項第3号	"	高岡 哲也	愛媛県教育長	○	○	在任中	
21	警察本部	法第15条第5項第4号	"	山浦 親一	愛媛県警察本部長	○	○	在任中	
22	県 職 員	法第15条第5項第5号	"	菅 規行	愛媛県副知事			在任中	愛媛県防災会議条例第2条に基づく定数
23	"	"	"	濱里 要	愛媛県副知事			在任中	
24	"	"	"	東野 政隆	愛媛県公営企業管理者			在任中	
25	"	"	"	松田 交志	愛媛県防災安全統括部長			在任中	
26	"	"	"	池田 貴子	愛媛県民環境部長			在任中	
27	"	"	"	菅 隆章	愛媛県保健福祉部長			在任中	
28	"	"	"	久保 圭一朗	愛媛県農林水産部長			在任中	
29	"	"	"	吉良 美知宏	愛媛県土木部長			在任中	
30	市 町	法第15条第5項第6号	"	武智 邦典	愛媛県市長会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
31	"	"	"	河野 忠康	愛媛県町村会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
32	消防機関	"	"	村尾 尚登	愛媛県消防長会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
33	"	"	"	大西 浩司	公益財団法人愛媛県消防協会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
34	指定公共機関	法第15条第5項第7号	"	佐々木 仁	日本銀行松山支店長			R5.9.20~R7.9.19	
35	"	"	"	河瀬 利文	日本赤十字社愛媛県支部事務局長			R5.9.20~R7.9.19	
36	"	"	"	田中 誠一	日本放送協会松山放送局長			R5.9.20~R7.9.19	
37	"	"	"	岡 実喜義	日本郵便㈱四国支社経営管理本部 総務・人事部長			R5.9.20~R7.9.19	
38	"	"	"	山内 條生	四国旅客鉄道㈱鉄道事業本部安全推進室長			R5.9.20~R7.9.19	
39	"	"	"	鈴木 裕二郎	西日本電信電話㈱四国支店長			R5.9.20~R7.9.19	
40	"	"	"	安藤 誠一	四国電力㈱執行役員愛媛支店長			R5.9.20~R7.9.19	
41	"	"	"	佐伯 和久	日本通運㈱四国支店次長			R5.9.20~R7.9.19	
42	"	"	"	石黒 政幸	西日本高速道路㈱四国支社愛媛高速道路事務所長			R5.9.20~R7.9.19	
43	"	"	"	矢野 賢晃	本州四国連絡高速道路㈱しまなみ今治管理センター所長			R5.9.20~R7.9.19	
44	"	"	"	鳥谷 健	㈱NTTドコモ四国支社愛媛支店長			R5.9.20~R7.9.19	
45	"	"	"	石川 純一	太陽石油㈱四国事業所 常務執行役員所長			R5.9.20~R7.9.19	
46	指定地方公共機関	"	"	清水 一郎	㈱伊予鉄グループ代表取締役社長		○	R5.9.20~R7.9.19	
47	"	"	"	清水 一郎	(一社)愛媛県バス協会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
48	"	"	"	御手洗 安	(一社)愛媛県トラック協会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
49	"	"	"	清水 一郎	石崎汽船㈱代表取締役社長(愛媛県旅客船協会会長)		○	R5.9.20~R7.9.19	
50	"	"	"	竹内 広一	四国ガス㈱常務執行役員営業本部長			R5.9.20~R7.9.19	
51	"	"	"	大西 康司	南海放送㈱代表取締役社長			R5.9.20~R7.9.19	
52	"	"	"	高市 真美	㈱テレビ愛媛編成局放送部長			R5.9.20~R7.9.19	
53	"	"	"	加藤 令史	㈱愛媛新聞社代表取締役社長		○	R5.9.20~R7.9.19	
54	"	"	"	村上 博	(一社)愛媛県医師会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
55	"	"	"	久保 幸	(公社)愛媛県看護協会会長		○	R5.9.20~R7.9.19	
56	"	"	"	山本 泰士	(社福)愛媛県社会福祉協議会常務理事			R5.9.20~R7.9.19	
57	自主防災組織 学識経験者	法第15条第5項第8号	"	小国 恵子	浮穴地区自主防災組織連合会防災士			R5.9.20~R7.9.19	
58	"	"	"	パシフィック・リサーチ 丹下 美輪	愛媛大学防災情報研究センター長			R5.9.20~R7.9.19	
59	"	"	"	丹下 美輪	聖カタリナ大学教授			R5.9.20~R7.9.19	
60	"	"	"	仙波 純子	男女共同参画センター館長			R5.9.20~R7.9.19	
61	"	"	"	宮前 港	県婦人防火クラブ連絡協議会会長			R5.9.20~R7.9.19	
						21	32		

21-5 災害対策基本法による指定地方公共機関の指定

昭和37年10月12日
告示第786号

[沿革] 昭和47年12月19日告示第1172号
昭和57年 6月25日告示第 861号
平成4年10月 1日告示第1294号
平成7年 4月 1日告示第 549号
平成7年 9月 1日告示第1122号
平成15年 8月 5日告示第1480号
平成25年 2月 8日告示第 101号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第6号の規定により知事が指定する指定地方公共機関は、次のとおりとする。

南海放送株式会社
伊予鉄道株式会社
株式会社テレビ愛媛
社団法人愛媛県医師会
株式会社エフエム愛媛
株式会社あいテレビ
株式会社愛媛朝日テレビ
四國瓦斯株式会社
社団法人愛媛県歯科医師会
社団法人愛媛県薬剤師会
公益社団法人愛媛県看護協会
株式会社愛媛CATV
今治シーエーティービー株式会社
宇和島ケーブルテレビ株式会社
株式会社ハートネットワーク
株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸
株式会社四国中央テレビ
西予CATV株式会社
財団法人八西地域総合情報センター
株式会社愛媛新聞社
社団法人愛媛県バス協会
社団法人愛媛県トラック協会
石崎汽船株式会社
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会

21-6 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
内 閣 府	大 臣 官 房 総 務 課	東京都千代田区永田町1-6-1	03-5253-2111
	政 策 統 括 官 (防 災 担 当) 付 参 事 官 (総 括 担 当)	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3593-3311
国 家 公 安 委 員 会 警 察 庁	警 備 局 警 備 課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-3581-0141
金 融 庁	総 合 政 策 局 総 務 課	〃 〃 霞が関3-2-1	03-3506-6000
消 費 者 庁	総 務 課	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3507-8800
総 務 省	大 臣 官 房 総 務 課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-5111
消 防 庁	防 災 課	〃 〃 霞が関2-1-2	03-5253-7525
法 務 省	大 臣 官 房 秘 書 課 大 広 報 室	〃 〃 霞が関1-1-1	03-3580-4111
外 務 省	大 臣 官 房 総 務 課 大 危 機 管 理 調 整 室	〃 〃 霞が関2-2-1	03-3580-3311
財 務 省	大 臣 官 房 総 合 政 策 課	〃 〃 霞が関3-1-1	03-3581-4111
文 部 科 学 省	大 臣 官 房 文 教 施 設 企 画 ・ 防 災 部 参 事 官 (施 設 防 災 担 当) 付	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111
文 化 庁	政 策 課	〃 〃 霞が関3-2-2	03-5253-4111
厚 生 労 働 省	大 臣 官 房 総 務 課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-5253-1111
農 林 水 産 省	大 臣 官 房 地 方 課 大 災 害 総 合 対 策 室	〃 〃 霞が関1-2-1	03-3502-8111
経 済 産 業 省	大 臣 官 房 総 務 課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
資 源 エ ネ ル ギ ー 庁	長 官 官 房 総 合 政 策 課	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
中 小 企 業 庁	事 業 環 境 部 企 画 課 経 営 安 定 対 策 室	〃 〃 霞が関1-3-1	03-3501-1511
国 土 地 理 院	企 画 部 防 災 推 進 室	茨城県つくば市北郷1番	029-864-1111
国 土 交 通 省	水 管 理 ・ 国 土 保 全 局 防 災 課 災 害 対 策 室	東京都千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8111
気 象 庁	総 務 部 企 画 課	〃 港区虎ノ門3-6-9	03-6758-3900
海 上 保 安 庁	警 備 救 難 部 環 境 防 災 課	〃 千代田区霞が関2-1-3	03-3591-6361
環 境 省	大 臣 官 房 総 務 課	〃 〃 霞が関1-2-2	03-3581-3351
原 子 力 規 制 委 員 会 原 子 力 規 制 庁	災 害 対 策 ・ 核 物 質 防 護 課	〃 港区六本木1-9-9	03-5114-2121
防 衛 省	防 衛 政 策 局 運 用 政 策 課	〃 新宿区市谷本村町5-1	03-3268-3111

(2) 指定地方行政機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
中国四国管区警察局 四国警察支局	総務監察・広域調整部 災害対策部	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-821-3111 (内5862)
四国総合通信局	無線通信用 陸上通信部	松山市味酒町2-14-4	089-936-5066
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185 (内611)
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565
愛媛労働局	総務部	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200 (内415)
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086-224-4511 (内2123)
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内1-3-30	088-821-2160
四国経済産業局	総合調整・防災担当 参事官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8503
中国経済産業局	総務企画部	広島市中区上八丁堀6番30号	082-224-5618
中国四国産業保安 監督	管理部	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理部	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8582
四国地方整備局	企画防災部	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8310 (内2161)
	松山河川国道事務所	松山市土居田町797-2	089-972-0034
	松山港湾・空港 整備事務所	松山市海岸通2426-1	089-951-0161
四国運輸局 愛媛運輸支局	総務・企画観光部門	松山市森松町1070	089-956-9957
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町空港内	089-972-0319 (内202)
国土地理院 四国地方測量部	防災情報管理官	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館5階	087-811-1901
大阪管区气象台 (松山地方气象台)	松山地方气象台	松山市北持田町102	089-933-3610
第六管区海上保安本部	松山海上保安部 警備救難課	松山市海岸通2426-5	089-951-1197
中国四国地方環境事務所	総務課	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階	087-811-7240
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7153

(3) 自衛隊

部 隊 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊松山駐屯地 中部方面特科隊	松山市南梅本町乙115	089-975-0911 (内436)
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511

(4) 指定公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
日本郵便株式会社 四国支社	経営管理本部 総務部	松山市宮田町8-5	089-936-5121
日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町4-10-2	089-933-2211
日本赤十字社	愛媛県支 事務局	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603
日本放送協会	松山放送局 コンテンツセンター	松山市堀之内5	089-921-1111
西日本高速道路株式会社	四国支社 保全サービス事業部 保全サービス統括課	香川県高松市朝日町4-1-3	087-823-2111
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町 字西山谷尻4235-1	0883-72-2050
本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理センター 計画課	今治市山路751-2	0898-23-7250
電源開発株式会社	西日本支店 高松事務所	高松市番町1-1-5 ニッセイ高松ビル6F	087-822-0821
電源開発送変電 ネットワーク株式会社	岡山送変電事業所	倉敷市児島通生1600-1	086-472-6511
四国旅客鉄道株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町8-33	087-825-1666
日本貨物鉄道株式会社	松山営業所	伊予市上三谷字柿ノ木甲4256	089-984-6010
西日本電信電話株式会社	四国支店 設備部 災害対策室	松山市南江戸町1283-1 NTT西日本 松山研修センタビル A棟 2F	089-909-6033
NTTドコモ株式会社	四国支社 ネットワーク部 災害対策室	高松市天神前9-1	087-832-2143
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	カスタマサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5 NTT大手町ビル本館6F	0570-03-9909
太陽石油株式会社 四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	今治市菊間町種4070-2	0898-36-3538
日本通運株式会社	松山支店 総務課	松山市大手町2-26-3	089-941-5112
福山通運株式会社	松山支店	松山市富久町420	089-972-3333
佐川急便株式会社	松山営業所	伊予郡砥部町八倉125	089-958-1181
ヤマト運輸株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町466-1	089-963-5500
四国電力株式会社	愛媛支店 総務課	松山市湊町6-6-2	089-946-9707
四国電力送配電株式会社	松山支社 総務課	松山市湊町6-6-2	089-946-9729
中国電力株式会社	地域共創本部	広島市中区小町4-33	082-544-2854
中国電力ネットワーク株式会社	広島ネットワークセンター	広島市中区竹屋町2-42	082-545-2106
KDDI株式会社	四国総支社	高松市番町1-6-8 高松興銀ビル7F	087-823-6777
ソフトバンク株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル5F	087-825-1801
楽天モバイル株式会社	西日本エリア本部 中四国営業部	広島市中区紙屋町1-2-29 損保ジャパン広島紙屋町ビル12F	050-5432-0260
独立行政法人 国立病院機構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家513	082-493-6606

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
イオン株式会社	イオンリテール(株) 中四国カンパニー	広島県広島市南区段原南1-3-52	082-535-7600
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	QC・物流管理本部	東京都千代田区二番町8-8 渉外部	03-6238-3711
株式会社 ローソン	リスク・情報セキュリティ統括部	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー6F	03-5435-1594
株式会社 ファミリーマート	CSR・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋3-1-1	03-3989-7658

(5) 指定地方公共機関

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
伊予鉄道株式会社	総務部総務課	松山市湊町4-4-1	089-948-3222
一般社団法人 愛媛県医師会	事務局	松山市三番町4-5-3	089-943-7582
一般社団法人 愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町7-6-9	089-941-4165
公益社団法人 愛媛県看護協会	事務局	松山市道後町2-11-14	089-923-1287
一般社団法人 愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町2-6-2	089-932-5048
南海放送株式会社	総合企画局	松山市本町1-1-1	089-915-3333
株式会社 テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町119	089-943-1111
株式会社 あいテレビ	総務部	松山市竹原町1-5-25	089-921-2121
株式会社 愛媛朝日テレビ	総務局	松山市和泉北1-14-11	089-946-4600
株式会社 エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町1-10-7	089-945-1111
株式会社 愛媛CATV	総務部	松山市大手町1-11-4	089-943-5029
今治シーエーティーブイ株式会社	技術部	今治市南大門町2-1-2	0898-22-0001
宇和島ケーブルテレビ株式会社	営業技術部	宇和島市丸之内5-4-7	0895-24-3939
株式会社 ハートネットワーク	業務局総務課	新居浜市坂井町2-3-17	0897-32-7777
株式会社 ケーブルネットワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森248	0893-25-0212
株式会社 四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川4-6-48 愛媛新聞宇摩支社2F	0896-24-0130
西予CATV株式会社	総務営業課	西予市宇和町卯之町2-449	0894-62-7811
一般財団法人 八西CATV	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲1534-1	0894-38-2211
株式会社 愛媛新聞	総務企画局総務部	松山市大手町1-12-1	089-935-2132
四国ガス株式会社	総務グループ	今治市南大門町2-2-4	0898-32-4500
一般社団法人 愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町1-7-4	089-931-4094

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
一 般 社 団 法 人 愛 媛 県 ト ラ ッ ク 協 会	業 務 部 業 務 課	松 山 市 井 門 町 1081-1	089-957-1069
石 崎 汽 船 株 式 会 社 (愛 媛 県 旅 客 船 協 会)	安 全 統 括 管 理 者 運 航 管 理 者	松 山 市 高 浜 町 5-2259-1 松 山 観 光 港 ターミナル内	089-951-0128
社 会 福 祉 法 人 愛 媛 県 社 会 福 祉 協 議 会	経 営 管 理 課	松 山 市 持 田 町 3-8-15	089-921-8344

(6) 愛媛県(本庁及び主な地方機関)

機 関 名	連 絡 窓 口	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県 庁	県 民 環 境 部 防 災 局 防 災 危 機 管 理 課	松 山 市 一 番 町 4-4-2	089-941-2111 (内線2335)
東 予 地 方 局	総 務 県 民 課	西 条 市 喜 多 川 796-1	0897-56-1300
東 予 地 方 局 今 治 支 局	総 務 県 民 室	今 治 市 旭 町 1-4-9	0898-23-2500
中 予 地 方 局	総 務 県 民 課	松 山 市 北 持 田 町 132	089-941-1111
南 予 地 方 局	総 務 県 民 課	宇 和 島 市 天 神 7-1	0895-22-5211
南 予 地 方 局 八 幡 浜 支 局	総 務 県 民 室	八 幡 浜 北 浜 1-3-37	0894-22-4111

(7) 市町

市町名	連絡窓口	所在地	電話番号
松山市	総合政策部防災・危機管理課	松山市二番町4-7-2	089-948-6794
今治市	総務部防災危機管理課	今治市別宮町1-4-1	0898-36-1558
宇和島市	総務企画部危機管理課	宇和島市曙町1	0895-49-7006
八幡浜市	総務企画部総務課 危機管理・原子力対策室	八幡浜市北浜1-1-1	0894-22-3111
新居浜市	市民環境部危機管理課	新居浜市一宮町1-5-1	0897-65-1282
西条市	経営戦略部危機管理課	西条市明屋敷164	0897-56-5151
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲690-1	0893-24-2111
伊予市	総務部危機管理課	伊予市米湊820	089-982-1111
四国中央市	総務部防災まちづくり推進課	四国中央市三島宮川4-6-55	0896-28-6934
西予市	総務部危機管理課	西予市宇和町卯之町3-434-1	0894-62-6491
東温市	危機管理課	東温市見奈良530-1	089-964-2001
上島町	消防本部消防防災課	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万212	0892-21-1111
松前町	危機管理課	伊予郡松前町大字筒井631	089-985-2111
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内1392	089-962-2323
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲168	0893-44-2111
伊方町	総務課	西宇和郡伊方町湊浦1993-1	0894-38-0211
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸343	0895-42-1111
鬼北町	危機管理課	北宇和郡鬼北町大字近永800-1	0895-45-1111
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119

(8) 消防機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
松山市消防局	松山市本町6-6-1	089-926-9200
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町1-5-1	0897-34-0119
西条市消防本部	西条市新田183-1	0897-56-0250
今治市消防本部	今治市南宝来町2-1-1	0898-32-6666
四国中央市消防本部	四国中央市中曾根町500	0896-23-6611
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町2-377	0894-62-0119
東温市消防本部	東温市横河原1376	089-964-5210
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町下野尻甲33	0892-21-2411
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町蓮乗寺473	0895-72-0119
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削1037	0897-77-4118
八幡浜地区施設事務組合 消防本部	八幡浜市松柏丙796	0894-22-0119
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川950-3	089-982-0119
宇和島地区広域事務組合 消防本部	宇和島市丸の内5-1-18	0895-22-7500
大洲地区広域事務組合消防本部	大洲市大洲1034-4	0893-24-0119

(9) 愛媛県警察本部

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
愛 媛 県 警 察 本 部 (警 備 部 警 備 課)	松山市南堀端町2-2	089-934-0110
警 察 学 校	伊予市松前町西古泉646	089-984-1405
愛 媛 県 運 転 免 許 セ ン タ ー	松山市勝岡町1163-7	089-934-0110
四 国 中 央 警 察 署	伊予三島市中央5-4-20	0896-24-0110
新 居 浜 警 察 署	新居浜市久保田町3-9-8	0897-35-0110
西 条 警 察 署	西条市新田133-1	0897-56-0110
西 条 西 警 察 署	西条市壬生川124-1	0898-64-0110
今 治 警 察 署	今治市旭町1-4-2	0898-34-0110
伯 方 警 察 署	越智郡伯方町木浦甲4639-1	0897-72-0110
松 山 東 警 察 署	松山市勝山町2-13-2	089-943-0110
松 山 西 警 察 署	松山市須賀町5-36	089-952-0110
松 山 南 警 察 署	松山市北土居3-6-17	089-958-0110
久 万 高 原 警 察 署	上浮穴郡久万町542-4	0892-21-0110
伊 予 警 察 署	伊予市下吾川960	089-982-0110
大 洲 警 察 署	大洲市東大洲1686-1	0893-25-1111
八 幡 浜 警 察 署	八幡浜市広瀬2-1-5	0894-22-0110
西 予 警 察 署	西予市宇和町卯之町4-659	0894-62-0110
宇 和 島 警 察 署	宇和島市並松2-1-30	0895-22-0110
愛 南 警 察 署	南宇和郡愛南町御荘平城2982-2	0895-72-0110

21-7 愛媛県地域防災計画の沿革

作成・修正年度	作成・修正概要
作成 (S 38. 8. 2 施行) [地域防災計画の策定]	災害応急対策計画を主眼として作成した。 災害予防計画及び災害復旧計画については、作成基準の項目、または作成要領の作成にとどめた。
昭和39年度 修正 (S 39. 9. 1 施行) [地域防災計画の修正]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防計画について、具体的な計画を策定した。 2. 災害応急対策計画については、現況にあわせて修正した。 3. 災害復旧計画については、昭和36年度以降の事業計画を揚げた。
昭和43年度 修正 (S 44. 4. 14 施行) [地域防災計画の修正 防災会議地震部会の設置]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各種計画並びに各資料を昭和43年度を起点とするものに修正した。 2. 災害応急対策計画に 地震災害応急対策計画、海上災害応急対策計画を新たに加えた。
昭和44年度 修正 (S 45. 10. 5 施行) [地域防災計画の修正]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害予防計画 予防事業の進捗等により、それぞれの予防計画を修正した。 2. 災害応急対策計画 災害対策本部の組織及び事務分掌、気象予警報伝達系統、救助の支給基準、非常災害緊急自動車出動計画表等を現況にあわせて修正した。 3. 災害復旧計画 復旧事業の進展並びに44年中災害により復旧事業計画を全面修正した。
昭和45年度 修正 [地震部会調査報告]	「愛媛県の地質と地盤の概要」 「地震対策基礎調査報告書」 を作成した。
昭和46年度 修正 (S 46. 11. 19 施行) [地域防災計画の修正 石油コンビナート地帯の指定]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本編中、毎年数字の変更される部分を分離して、資料編に一括するとともに、本文の表現も変更した。 2. 県の機構改革並びに防災主管課の名称変更に伴い、所要の修正を加えた。
昭和47年度 修正 (S 47. 11. 19 施行) [地域防災計画の修正 石油コンビナート災害対策計画の作成]	石油コンビナート災害対策計画を策定し、これを地域防災計画の別冊とした。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 対象地域を松山市、新居浜市、菊間町、松前町の県指定石油コンビナート地帯とした。 2. 石油コンビナート災害対策協議会を設置した。 3. 災害予防計画、災害応急対策計画を策定した。 地域防災計画については、関係機関からも特に修正意見がなかったため、資料編の整理のみにとどめた。
昭和48年度 修正 (S 48. 11. 7 施行) [地域防災計画の修正]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予防計画として、地すべり、山くずれ、がけくずれ災害予防計画、林野火災予防計画、海上災害予防計画を追加した。 2. 災害対策本部組織編成表を現況にあわせて修正した。 3. 災害応急対策計画について、動員、災害気象予警報伝達、電力施設関係、海上災害等の対策を修正し充実した。 4. 資料編の数値等を現況に修正した。
昭和49年度 修正 (S 50. 1. 22 施行) [地域防災計画の修正]	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本年度は資料編の修正を行い、計画編については、資料編の修正に伴う必要最少限度の訂正にとどめた。 2. 資料の作成にあたっては、実際の災害時等に活用できる利用価値の高いものとした。

作成・修正年度	作成・修正概要
昭和50年度 修正 (S 51. 5. 21 施行) [石油コンビナート災害 対策計画の修正]	1. 災害予防並びに災害応急対策において、防災関係機関及び関係企業の業務、責務を具体的かつ明確化させるとともに、発災の際には関係機関相互が密接な連絡のもとに応急対策にあたることを明示した。 2. 資料編については、災害時に実際に活用できる利用度の高いものとした。
昭和51年度 修正 (S 52. 2. 18 施行) [原子力防災計画の作成]	四国電力(株)伊方発電所の運転開始(S 52. 9. 30)に先だって、計画の目的等を定めた総則、予防対策、応急対策、復旧対策を作成した。
昭和53年度 修正 (S 54. 8. 27 施行) [地域防災計画の修正]	1. 総 則 防災関係機関の業務の大綱を現況にあわせて修正した。 2. 災害予防計画 水害予防計画、地すべり、山くずれ、がけくずれ、災害予防計画、道路防災計画、気象予警報の発表、伝達計画を現況にあわせて修正した。 3. 災害応急対策計画 県の防災組織及び編成、動員計画、輸送計画、生業資金貸付計画、電力施設関係災害応急対策計画、通信施設関係災害応急対策計画を現況にあわせて修正した。
昭和54年度 修正 (S 55. 2. 27 施行) [原子力防災計画の修正]	米国スリーマイル島原発事故発生(S 54. 3. 28)及び原子力防災対策の変せんに伴い、原子力防災計画を修正した。 防災対策発動の判断基準 退避避難措置の基準 通信連絡網の整備 緊急時における調査測定機材の拡充 等を規定した。
昭和55年度 修正 (S 56. 9. 10 施行) [地域防災計画の修正 原子力防災計画の修正]	国から「原子力発電所周辺の防災対策について」(S 55. 6. 30)の指導指針に基づき、原子力防災計画を修正した。 (1) 原子力防災対策地域の範囲を規定した。 (2) 災害対策本部の設置基準について、国の準備基準を採用した。 (3) 屋内退避、コンクリート屋内退避及び避難に関する指標を明記した。 (4) その他モニタリング実施方法、緊急医療体制等を具体的に示した。 地域防災計画の修正 各計画の数値及び機構等を現況にあわせて修正した。
昭和59年度 修正 (S 60. 2. 14 施行) [地域防災計画の修正]	1. 気象予警報の発表基準を現行にあわせて修正した。 2. 地震発生時の緊急配備体制を明記した。
昭和60年度 修正 (S 61. 12. 18 施行) [地域防災計画の修正]	1. 地震災害対策について 対策本部の設置及び緊急配備体制等を明確にし、地震発生時に即応できる体制をとり、一層徹底した情報の伝達と収集を迅速かつ円滑に行うため全面修正した。 (1) 県対策本部の設置基準及び本部設置までの緊急配備体制について明記した。 (2) 津波予報等の伝達について発表要領及び伝達系統を明記した。 (3) 津波に対する自衛措置について規定した。 2. その他 (1) 現行の組織、所掌事務に合致するよう修正した。 (2) 各般にわたり現行に即した字句及び数字に修正した。

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>昭和62年度 修正 (S 63. 7. 1 施行)</p> <p>〔地域防災計画震災対策編の策定〕</p>	<p>地震災害は、広域にわたり大規模な災害が発生するおそれがあることから、県地域防災計画震災対策編を策定した。</p> <p>(1) 目的を定めた総則 (2) 予防対策 (3) 応急対策 (4) 復旧対策を規定</p>
<p>平成 7年度 修正 (H 8. 3. 25 施行)</p> <p>〔愛媛県地震防災計画の修正〕</p>	<p>阪神・淡路大震災を契機に地域防災計画震災対策編を全面修正し、愛媛県地震防災計画を策定した。</p> <p>計画は、震度 7 に対応しうる計画を基本とし、特に本県震災対策の強化を図るうえで重要な</p> <p>(1) 情報連絡・伝達体制の強化 (2) 広域的な防災体制の確立 (3) ライフライン及び交通通信の確保 (4) 特殊土壌や原子力発電所立地等特殊事情への対応 (5) ボランティアの活用や災害弱者対策等について、具体的に対応。</p>
<p>平成 8年度 修正 (H10. 2. 13 施行)</p> <p>〔風水害等対策編の修正〕</p>	<p>地震防災計画の修正に伴い、県地域防災計画全体の整合性、一貫性を確保するため、新規項目の追加、内容の充実を図った</p> <p>また、県消防防災ヘリコプターなどの新たな防災システムの活用を盛り込むとともに、ロシアタンカー重油流出事故の教訓を生かし、海上災害の強化を図った。</p> <p>(1) 情報連絡・伝達体制の強化 (2) 広域的防災体制の確立 (3) ライフライン、交通通信の確保 (4) 海上災害対策の強化</p>
<p>平成 12年度 修正 (H12. 10. 27 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>平成 11 年 9 月に発生した茨城県東海村ウラン加工施設における臨界事故を踏まえた「原子力災害対策特別措置法」(平成 12 年 6 月施行)に合わせ、防災基本計画の原子力災害対策編が修正されたことに伴い、これに合わせて、県原子力防災計画の修正を行った。</p> <p>(1) 国が中心となった原子力防災体制の明確化 (2) 原子力防災対策のために必要なオフサイトセンターなどの整備 (3) 防災業務計画の作成など原子力事業者の防災体制の強化</p>
<p>平成 14年度 修正 (H15. 9. 3 施行)</p> <p>〔震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>震災対策編の修正にあたっては、次のことを基本として修正作業を行った。</p> <p>(1) 愛媛県地震被害想定調査で明らかとなった、防災上の問題点、課題等への対応 (2) 県、市町村、県民及び自主防災組織の役割分担の明確化 (3) 民間共助を求めるシステムづくりの推進</p> <p>また、風水害等対策編の修正にあたっては、震災対策編に合わせて所定の修正を行ったほか、防災基本計画の修正等を踏まえて、主に次の修正を行った。</p> <p>(1) 水防法の改正に伴う指定河川洪水予報の追加 (2) 土砂災害防止法の施行に伴う土砂災害警戒区域指定等の対策の追加 (3) 高潮災害軽減のための警戒・避難等の防災体制の強化を追加 (4) 航空災害に係る予防及び応急対策計画の追加</p>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 15 年度 修正 (H16. 3. 31 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>国の防災基本計画の修正及び原子力防災指針の見直し等を踏まえて、修正作業を行った。</p> <p>(1) 防災基本計画及び原子力防災指針の改訂との整合性を図るための該当箇所の改訂</p> <p>ア 緊急被ばく医療体制を、初期、二次、三次の各医療体制に分類し、それぞれの役割分担を明確化</p> <p>イ 安定ヨウ素剤の予防服用に係る基準を改正し、それに伴う安定ヨウ素剤の備蓄数量を改訂</p> <p>ウ 原子力災害時におけるメンタルヘルス対策の追加</p> <p>エ 被ばく患者の処置を行った医療機関等に対する汚染の有無の確認及びその結果の公表を明記</p> <p>(2) 県地域防災計画（風水害対策編、震災対策編）との整合性</p> <p>ア 避難、広報、物資の確保等における自主防災組織の活動等に関する記載を追加</p> <p>イ 県内大手小売業者との協定に基づく緊急物資の確保に関する記載を追加</p> <p>(3) 前回の計画改訂以降に締結した「原子力災害時の相互応援に関する協定」やオフサイトセンターの整備に伴う所要の改訂等</p>
<p>平成 16 年度 修正 (H16. 8. 3 施行)</p> <p>〔震災対策編 第 5 編 東南海・南海地震防災対策 推進計画の策定〕</p>	<p>「東南海・南海地震に係る地震防災特別措置法」に基づき、震災対策編第 5 編として「東南海・南海地震防災対策推進計画」を作成した。</p> <p>(1) 市町村における住民の津波からの円滑かつ安全な避難</p> <p>(2) 県が管理する施設における津波に対する施設の点検、整備等方針</p> <p>(3) 津波被害を想定した防災訓練</p>
<p>平成 17 年度 修正 (H18. 3. 27 施行)</p> <p>〔震災対策編、風水害等対策 編の修正〕</p>	<p>平成 16 年の本県における災害対応の課題や、国の防災基本計画の修正を踏まえて、修正作業を行った。</p> <p>1 風水害等対策編、震災対策編共通</p> <p>(1) 災害への備えを实践する県民運動の展開</p> <p>(2) 災害時要援護者の避難支援体制整備のため市町による要援護者支援プランの作成</p> <p>(3) 避難所における、プライバシーや男女のニーズの違い等への配慮</p> <p>(4) 通信・輸送手段の確保等による孤立地区対策の推進</p> <p>(5) 県による災害派遣医療チーム（DMAT）の編成・派遣</p> <p>2 風水害等対策編</p> <p>○ 市町による避難準備情報の提供や地域ごとの避難勧告等の客観的基準の設定</p> <p>3 震災対策編</p> <p>(1) 県及び市町による南海地震等の減災目標の策定</p> <p>(2) 平成16年度策定の東南海・南海地震対策推進計画の震災対策編への組み入れ</p>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 21 年度 修正 (H23. 1. 6 施行)</p> <p>〔震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>県災害対策本部体制の見直しや県防災対策基本条例の制定、国の防災基本計画の修正等を踏まえて、修正作業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部体制見直しに係る修正 <ul style="list-style-type: none"> 災害対応の必要性に応じて、災害警戒本部と災害対策本部の 2 段階の体制とするほか、災害対策本部の事務局体制を組織人員ともに強化するとともに、対策部における部局連携対応の仕組みを創設することを柱とする体制の見直しを行い、災害対策本部機能を強化することとしたことに伴い、それぞれの体制の設置や職員参集基準等を規定 2 愛媛県防災対策基本条例の反映 <ul style="list-style-type: none"> 県防災対策基本条例の内容を地域防災計画に反映するとともに、条例の規定と地域防災計画の内容を対比するため、本文の横に新たに欄を設け、関係する条例の条項を明記 3 国の防災基本計画の修正事項の反映 <ul style="list-style-type: none"> ・企業の事業継続計画の策定の取組みを支援する環境整備の促進を追加 ・土砂災害警戒情報に係る規定の追加 ・緊急地震速報に係る規定の追加 ・被災者生活再建支援制度の改正に伴う修正 4 業務継続計画（BCP）の策定 <ul style="list-style-type: none"> 県及び市町の業務継続計画への取組について記載
<p>平成 21 年度 修正 (H23. 1. 6 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>県災害対策本部体制の見直しや国の防災基本計画の修正等を踏まえたほか、原子力災害と自然災害の等との複数の事象に対応する必要がある場合における複合災害対策を取り入れ、修正作業を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況に対応した組織体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置以前の体制を災害警戒本部体制とし、災害状況に対応した 2 段階の体制とするほか、災害の状況により一定割合の職員を配備する方法から、災害応急対策を行う組織ごとに参集基準を定め、必要な人員を配備する体制へ移行 2 複合災害への対応を明記 <ul style="list-style-type: none"> 「新潟県中越沖地震」を契機に、平成 19 年 11 月に実施した県原子力防災訓練から、一部の訓練項目で「複合災害」を想定して実施し、具体的応急対策について検証。複合災害時の対応を迅速、的確に行うため、複合災害時における対応方針や留意事項について計画（原子力災害対策編）へ反映 3 国の「防災基本計画」との整合性 <ul style="list-style-type: none"> ア 原子力事業者における平常時からの火災等への対処に係る「自衛消防体制」の整備 イ 原子力発電所内で火災が発生した場合における、原子力事業者と消防機関の連携 ウ 被ばく医療体制における初期、二次、三次被ばく医療機関の役割の見直し、具体化

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 22 年度 修正 (H23. 7. 27 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>平成 22 年 10 月 1 日に愛媛県原子力センターを設置したことに伴い、「緊急時環境モニタリングの実施」に係る内容を修正。</p>
<p>平成 24 年度 修正 (H24. 10. 30 施行)</p> <p>〔津波災害対策編の策定 震災対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓に「愛媛県地域防災計画検討会」や「津波災害対策検討会」を設置し、とりまとめた地域防災計画の見直しの方向性や、国の防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正内容を踏まえて地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津波災害対策編の新設 2 国の防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正事項の反映 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 23 年 12 月 27 日防災基本計画修正 <ul style="list-style-type: none"> ・「津波災害対策編」の新設 ・東日本大震災を踏まえた地震・津波想定の実施 ・最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しの反映 (2) 平成 24 年 6 月 27 日災害対策基本法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・大規模広域な災害に対する即応力の強化 ・大規模広域な災害時における被災者対応の改善 ・教訓伝承、防災教育強化等による防災意識の向上 (3) 平成 24 年 9 月 6 日防災基本計画修正 <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法の改正事項の反映 ・中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告の反映 3 地域防災計画の見直しの方向性に係る修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成 23 年 4 月に「愛媛県地域防災計画検討会」を設置し、本県における防災対策の課題洗い出しと対策の検討を行い、61 項目にのぼる計画修正の方向性をとりまとめた。 (2) 平成 23 年 7 月に「愛媛県津波災害対策検討会」を設置し、巨大津波に対する課題を洗い出し、ソフト対策を中心にその方向性をとりまとめた。
<p>平成 24 年度 修正 (H25. 2. 20 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災教訓に、「愛媛県原子力防災対策検討協議会」を設置し、防災対策の課題や対策を検討するとともに、「原子力防災広域避難訓練」を実施・検証し、「原子力防災対策における当面の方針について」をとりまとめた。</p> <p>また、国においても、原子力災害対策特別措置法の改正、防災基本計画の修正、原子力災害対策指針を策定したことを踏まえ、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力防災対策重点区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・予防的防護措置を準備する区域（PAZ）の設定 原子力施設を中心として概ね半径 5km の地域（伊方町） ・緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）の設定 原子力施設を中心として概ね半径 30km の地域から PAZ を除いた地域（伊方町、八幡浜市、大洲市、西予市、宇和島市、伊予市、内子町） 2 原子力防災対策重点区域拡大に伴う地域の防災体制の強化 (通信連絡体制、防災資機材の拡充) 3 広域避難への対応 (市町の枠組みを越えた避難計画作成や対応)

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 25 年度 修正 (H25. 7. 12 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針が改定され、「緊急時における判断及び防護措置実施基準」及び「緊急時モニタリング等の在り方」、「緊急被ばく医療の在り方（安定ヨウ素剤の配布・服用）」が反映されたことから、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急事態区分及び重点区域区分等に応じた防護措置の準備及び実施 (緊急事態区分(EAL)等に応じた予防的防護措置、防護措置実施の判断基準(OIL)) 2 緊急時モニタリング体制の整備及び実施 (緊急時モニタリングセンターの体制準備、要員・資機材動員計画及び緊急時モニタング計画等の作成) 3 緊急被ばく医療体制の整備及び実施 (安定ヨウ素剤の P A Z 内への事前配布、服用指示及び服用の方法等)
<p>平成 25 年度 修正 (H26. 3. 27 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>災害対策基本法の改正とこれに伴う防災基本計画の修正、愛媛県地震被害想定調査結果等を踏まえて、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正事項等の反映 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災の基本方針の拡充 (2) 平素からの防災への取組の強化 (3) 大規模災害への即応力の強化 (4) 住民等の円滑かつ安全な避難の確保 (5) 被災者保護対策の改善 (6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興 2 愛媛県地震被害想定調査の反映 平成 25 年度に公表した新たな地震被害想定について記載
<p>平成 25 年度 修正 (H26. 3. 27 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針及び原子力災害対策特別措置法施行令の改正とこれに伴う防災基本計画の修正事項等を踏まえて、地域防災計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力緊急事態区分を判断する詳細な E A L（緊急時活動レベル）の具体化 (警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態を判断する EAL の明記) 2 防災基本計画の修正事項等の反映
<p>平成 26 年度 修正 (H26. 11. 28 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正 南海トラフ地震防災対策推進計画の策定〕</p>	<p>「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、南海トラフ地震防災対策推進計画に係る事項を、津波災害対策編及び地震災害対策編に盛り込んだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に係るその具体的な整備目標及び達成期間の設定 (2) 南海トラフ地震の発生に伴う津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助 (3) 関係者との連携協力の確保

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 27 年度 修正 (H27. 8. 18 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>災害対策基本法等の改正と防災基本計画の修正、新たに県が策定した計画などを地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法・防災基本計画改正の反映（道路管理者による放置車両等の移動等） 2 土砂災害防止法改正の反映 3 えひめ震災対策アクションプランの策定、愛媛県広域防災活動要領の策定の反映
<p>平成 27 年度 修正 (H27. 8. 18 施行)</p> <p>〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針の改正及び防災基本計画の修正等を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府防災専門部署新設による命令系統等の変更及び地域原子力防災協議会の設置 2 愛媛県緊急時モニタリング計画の反映 3 緊急時予測システムに関する記載の削除
<p>平成 28 年度 修正 (H29. 3. 29 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>災害対策基本法等の改正と防災基本計画の修正、新たに県が策定した計画などを地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策基本法・防災基本計画改正の反映（放置車両等の移動等の実施主体に港湾管理者及び漁港管理者を追加） 2 愛媛県防災対策基本条例の改正の反映 3 愛媛県地域強靱化計画の策定の反映 4 愛媛県災害廃棄物処理計画の策定の反映 5 避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴い「避難準備情報」等の名称について変更
<p>平成 29 年度 修正 (H29. 9. 11 施行)</p> <p>〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び平成 28 年熊本地震を県独自に取りまとめた「熊本地震の課題と本県の現状等及び課題への対応」の内容等を地域防災計画に反映した。（<u>下線は県独自項目</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県及び市町の物資拠点の開設及び避難所までの輸送体制の強化 2 住家被害認定調査や罹災証明書の交付に関する体制の強化 3 避難勧告等の対象者及び取るべき避難行動を明確にし、積極的な避難行動の喚起 4 <u>物資供給マニュアルの作成や情報共有方法を検討し、物資供給体制の強化</u> 5 <u>福祉避難所の運営訓練や物資配備等の支援</u> 6 <u>災害対応業務に従事した職員を応援職員として防災担当課への兼務発令</u> 7 <u>スマートフォン向け避難支援アプリを構築し、災害時の円滑な避難を支援</u>

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>平成 29 年度 修正 (H29. 9. 11 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>原子力災害対策指針の改正及び防災基本計画の修正等を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難等の実施方針の確認及び共有 2 複合災害時における屋内退避中の避難指示 3 原子力災害医療体制の強化 5 緊急時活動レベル（EAL）の見直し 6 予防避難エリアの明確化 7 広域避難計画における複数の避難経路の設定
<p>令和元年度 修正 (R 1. 6. 10 施行) 〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び平成 30 年 7 月豪雨災害対応検証委員会により取りまとめた「平成 30 年 7 月豪雨災害における初動・応急対応に関する検証報告書」の内容等を地域防災計画に反映した。（<u>下線は県独自項目</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市町における洪水予報河川等への避難勧告等の発令基準の策定 2 要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成 3 被災市区町村応援職員確保システムに基づいた応援要請 4 <u>防災士の資格取得の促進、地域防災リーダーの養成等</u> 5 <u>県内市町間のカウンターパート方式による相互応援</u> 6 <u>発災前からの関係機関の連携による警戒体制の強化</u> 7 <u>罹災証明書の交付体制の整備</u>
<p>令和元年度 修正 (R 1. 6. 10 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び原子力災害拠点病院等の施設要件の改正等を、地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 複合災害時における防護措置の明確化 2 原子力災害拠点病院等の基本的役割の明確化 3 冷却告示を受けた施設の原子力災害対策重点区域の設定 4 緊急時活動レベル（EAL）の修正
<p>令和 2 年 2 月 修正 (R 2. 2. 20 施行) 〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び令和元年台風 19 号等の被災地支援の知見等を踏まえた内容等を地域防災計画に反映した。（<u>下線は県独自項目</u>）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 5 段階の警戒レベルでの防災情報の提供 2 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応 3 行政、社協、NPO・ボランティア等の三者連携「情報共有会議」の整備等 4 液状化ハザードマップの作成・公表 5 <u>市町における受援計画の策定</u> 6 <u>避難所ごとの運営マニュアルの策定</u>

作成・修正年度	作成・修正概要
令和2年2月 修正 (R2.2.20 施行) (原子力災害対策編の修正)	国の原子力災害対策指針及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」の改正等を、地域防災計画に反映した。 1 安定ヨウ素剤の配布方法の修正 2 安定ヨウ素剤の服用対象者等
令和3年2月 修正 (R3.2.2 施行) (津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正)	防災基本計画の修正及び県の防災対策等の見直し等を踏まえて、地域防災計画を修正した。 1 防災基本計画の修正内容の反映(令和元年東日本台風及び房総半島台風に係る検証を踏まえた修正) (1) ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知 (2) 避難に関する情報の理解促進、被災者への情報提供の体制整備 (3) 事業者における停電・通信障害発生時の被害状況把握 (4) 重要施設の非常用電源対策の促進 2 新型コロナウイルス等感染症対策の反映 (1) 新型コロナウイルスを含む感染症対策を踏まえた、県民による分散避難の事前検討 (2) 避難所運営における新型コロナ感染拡大防止のための「対策ガイドライン」の活用 3 その他の見直し (1) 自主防災組織等への男女共同参画の強化 (2) 新たに締結した愛媛県消防団広域相互応援協定の反映
令和3年2月 修正 (R3.2.2 施行) (原子力災害対策編の修正)	防災基本計画及び伊方発電所原子力事業者防災業務計画の修正並びに新型コロナウイルス等感染症対策を地域防災計画に反映した。 1 原子力被災者生活支援チームの早期設置 2 緊急時活動レベル(EAL)の修正 3 原子力事業者における損害賠償請求等に係る対応体制の早期設置 4 新型コロナウイルス等感染症対策の反映 (1) 「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」(内閣府作成)を踏まえた防護措置の考え方の追加 (2) 避難所運営における新型コロナ感染拡大防止のための「対策ガイドライン」(県作成)の活用
令和4年2月 修正 (R4.2.25 施行) (津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正)	防災基本計画の修正等の見直し等を踏まえて計画を修正した。 1 防災基本計画の修正内容の反映(令和元年東日本台風及び房総半島台風に係る検証を踏まえた修正) (1) 避難勧告と避難指示の一本化など、避難情報のあり方を見直し (2) 避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化 (3) 災害発生前から広域避難に関する自治体間協議等を実施 2 新型コロナウイルス等感染症対策の反映 (1) 避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等 (2) 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供 3 その他の見直し (1) 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 (2) 正常性バイアスの克服等の適切な避難行動のための理解促進 (3) 医療救護対策等の後方医療機関に災害拠点精神科病院を追記

作成・修正年度	作成・修正概要
<p>令和4年2月 修正 (R4.2.25 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改定並びに伊方発電所原子力事業者防災業務計画の修正を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 P A Z内及び予防避難エリアの全ての妊婦、授乳婦、乳幼児及び乳幼児とともに避難する必要がある者等を施設敷地緊急事態要避難者とするなど施設敷地緊急事態要避難者の定義の変更 2 「伊方発電所2号機冷却告示」や「原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説」の改正等に伴う緊急時活動レベル（E A L）の修正
<p>令和5年2月 修正 (R5.2.28 施行) 〔津波災害対策編、地震災害対策編、風水害等対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正等の見直し等を踏まえて計画を修正した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和3年度に発生した災害を踏まえた修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 盛土による災害の防止に向けた対応 (2) 安否不明者の氏名等公表による救助活動の効率化・円滑化 (3) 海外で大規模噴火が発生した場合等の津波における避難指示の適切発令 2 関係法令の改正を踏まえた修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 津波対策の推進 (2) 線状降水帯に関する情報の追加
<p>令和5年2月 修正 (R5.2.28 施行) 〔原子力災害対策編の修正〕</p>	<p>防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改定を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 防災基本計画の修正及び原子力災害対策指針の改正内容の反映 <ol style="list-style-type: none"> (1) 内部被ばくによる健康影響評価のための甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 (2) 原子力災害拠点病院等の定義の修正 2 海上モニタリング体制の具体化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 伊方町における住民の安全安心のための海上モニタリングの実施
<p>令和7年1月 修正 (R7.1.10 施行) 〔風水害等対策編、地震災害対策編、津波災害対策編、原子力災害対策編〕</p>	<p>防災基本計画の修正を地域防災計画に反映した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 能登半島地震を踏まえた修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地の情報収集や進入方策のための無人航空機、衛星インターネット等の活用や、道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化 (2) 派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実、応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペースのリスト化等の受援体制の強化 (3) パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置や生活用水の確保、トイレカー等による快適なトイレの設置への配慮などの避難所における環境改善 (4) 避難所における高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実や保健医療福祉に係る支援者（JRAT等）の明確化 (5) 運送事業者等との連携による物資輸送拠点の効率的な運営 2 最近の施策の進展や関連法令の改正等を踏まえた修正 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路のアンダーパス冠水等を踏まえた水害対策の強化 (2) 自治体、保健師、福祉関係者等の間で連携した状況把握の実施や、在宅避難者、車中泊避難者に対する支援の拠点設置などの避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">(3) NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う災害中間支援組織の育成・強化、関係者の役割分担の明確化(4) 地域の実情に応じた災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備(5) 障がい者の情報取得・意思疎通に係る施策の推進(6) 被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等へのデジタル技術の活用(7) 災害支援ナースの充実・強化(8) 緊急通行車両確認標章等の事前交付 |
|--|--|